

○ 山梨大学学生寄宿舍芙蓉寮細則

平成28年4月1日制定予定

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則第46条第2項の規定に基づき、山梨大学学生寄宿舍芙蓉寮(以下「芙蓉寮」という。)の管理運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 芙蓉寮は、山梨大学(以下「本学」という。)学生の快適な生活と勉学の場として、充実した学生生活に資することを目的とする。

(定員)

第3条 芙蓉寮の収容定員は、男子119人とする。

(管理運営の責任者)

第4条 芙蓉寮の管理運営の責任者は、教学担当理事(以下「理事」という。)とする。

(委員会)

第5条 芙蓉寮に関する重要な事項については、山梨大学学生委員会(以下「委員会」という。)において審議する。

(入寮者の選考及び入寮の許可)

第6条 入寮を希望する者は、所定の入寮願に必要書類を添えて、理事に願い出なければならない。
2 入寮者の選考及び入寮の許可は、委員会の定める基準に基づき理事が行う。

(入寮許可期間)

第7条 入寮許可期間は、入寮を許可した日から卒業に要する最短期間の終わりまでとする。
ただし、特別の事情がある場合は、前条に定める手続を経て、入寮許可期間の延長を許可することがある。

(入寮手続及び許可の取消し)

第8条 入寮の許可を受けた者は、所定の期日までに所定の誓約書を提出しなければならない。
2 入寮の許可を受けた者が前項に定める手続きをしないときは、許可を取り消すものとする。
3 入寮を許可された者の第6条第1項に定める書類の内容に虚偽の記載があることが判明したときは、許可を取り消すものとする。

(寄宿料)

第9条 寮生は、本学が別に定める寄宿料を毎月所定の日までに納入しなければならない。
2 入退寮の日が月の中途である場合であっても寄宿料は、1月分を納入しなければならない。
3 既に納入した寄宿料は、返還しない。

4 前項に定めるもののほか、寄宿料の納入の取扱いについては、別に定める。

(経費の負担)

第10条 寮生は、私生活に要する光熱水料等の経費を負担しなければならない。

2 前項の経費は、別表「経費負担区分に関する基準」の第2欄に定める費用とする。

3 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに理事の指定する者に納入しなければならない。

(施設の保全)

第11条 寮生は、居室、共同施設その他の施設、設備の保全に留意し、常に正常な状態で使用しなければならない。

2 寮生は、防火管理、保健衛生管理、災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。

3 寮生は、故意又は過失により施設、設備、備品等を滅失、き損又は汚損したときは、その原状の回復に必要な費用の弁償をしなければならない。

(退寮手続)

第12条 退寮を希望する者は、所定の退寮願を提出し、理事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前に居室の施設、設備、備品等について、理事の指定する者の点検を受けなければならない。

3 前項の規定は、次条各号の規定により退寮を命ぜられた者についても適用する。

(退寮処置)

第13条 理事は、寮生が次の各号の一に該当したときは、速かに退寮させるものとする。

(1) 本学学生を失ったとき。

(2) 入寮許可期間を終了したとき。

(3) 寄宿料又は第10条に定める経費を3月以上納入しないとき。

(4) 休学する者又は停学を命ぜられた者について退寮処置を必要とするとき。

(5) 保健衛生上寮生活に適さないと認められたとき。

(6) 芙蓉寮において著しく秩序を乱す行為のあったとき。

2 前項第4号から第6号に該当する場合は、委員会の議に付するものとする。

(寮生以外の者の宿泊)

第14条 芙蓉寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。

(その他)

第15条 この細則の実施上必要な細目は、委員会の議に付し理事が定める。